理論と実務

政治資金規正法

制定の経緯からQ&Aまで

はじめに

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治 団体の機能や政治家の責務の重要性にかんがみ、政治団体や政治家の 政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすることで、 政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与す ることなどを目的とした法律です。

政治資金規正法は、昭和23年に制定され、当初は、収支報告書の提出の義務付けとその公開が中心でしたが、その後、政治とカネにまつわる事件や疑惑などに応じて数々の改正が行われてきました。大きな改正としては、従来、選挙に関する寄附のみを対象としていた寄附の授受の規正が選挙以外のいわゆる日常の政治活動に関する寄附に広げられ、寄附の量的、質的制限が設けられたこと(昭和50年)、衆議院議員選挙制度の改革に合わせて、政党中心の政治資金制度へ移行し、企業・団体からの寄附について制限が強化されたこと(平成6年)、また、政治資金の使途について着目し国会議員関係政治団体等の支出について報告の手続や内容が厳格化されたこと(平成19年)などがあり、順次規正が強化されてきたといえます。

この政治資金規正法に基づいて、収支報告されるすべての政治団体の収入・支出の金額は、政治団体間の授受など一部重複もありますが、ここ数年は、一部を除き年間約2000万円を超える程度となっています。収支報告書の内容は、総務省や多くの都道府県選挙管理委員会のホームページで公開されています。

他方、政治資金規正法は、守られていないとよく耳にします。過去の 国会審議でも、三大ざる法の一つであるとの議論がなされたこともありま した。しかし、政治資金規正法の役割の重要性を考えたとき、その内容 がよく理解され、これに則ることが求められていると考えられます。

本書は、まず、それぞれの立場に応じた政治資金の授受の規正や収支の公開について政治資金規正法の要点をまとめ(序章)、同法の目的や改正経緯、規定の内容を概説した上(第1章)、更に同法や政省令が定めている実務上の手続について記載例を含め幅広〈解説を加えました(第2章以下)。

本書が、政治資金規正法や政治資金制度について、幅広く理解するための一助となることを願ってやみません。

令和3年12月

衆議院調査局第二特別調査室長 元 総務省選挙部長 大 泉 淳 一

目 次

はじ	めに	······································	2
		いなんねてけるまと	
序章	-	な治資金規正法の要点	
1.	政治	音資金の授受の規正等	5
	(1)	政党・政治団体の会計責任者や関係者(秘書等)の注意点	
			5
		公職の候補者(政治家個人)の注意点2	
2.	政治	音資金の収支の公開	5
	(1)	スケジュール 2	5
	(2)	収支報告書の作成	5
	(3)	政治資金監査(国会議員関係政治団体のみ) 2	6
	(4)	収支報告書の提出	6
	` ,	寄附者の所得税控除のための確認書(対象となる政治団体	
	` '	(A) ····· 2	7
	(6)	収支報告書等の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	` ′	罰則	
■ īh	` ′	「動を支援する側に立つ方々の注意点 · · · · · · · · 2	
	.4口 (亡	1到を又抜りる側に立つ刀々の任息点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Э
** 4		エンンタクセーブナの加工	
-	-	政治資金規正法の概説	
1.		音資金規正法の目的	
2.		音資金規正法制定と改正の経緯 4	
3.	政治	台資金規正法の規正対象 5	0
	(1)	公職の候補者	0
	(2)	政治団体	0
4.	政治	 計団体の届出 ······ 5	5
	(1)	期限・届出先 5	5

	(2)	設立届の内容	56
	(3)	添付書類	58
	(4)	届出事項の異動	60
	(5)	政治団体の解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
5.	政治	台団体の指定	64
	(1)	政治資金団体の指定	64
	(2)	資金管理団体の指定	64
6.	政治	台団体の収入	65
1	党	費・会費	65
2		付 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		寄附とは	
		寄附の制限	
	(3)	収支報告	74
3		関紙誌の発行その他の事業収入	
	(1)	政治資金パーティーの対価	74
		政治資金パーティー開催以外の事業	
4	借り	入金 ·····	78
		邻又は支部から交付された交付金収入	
6		の他の収入	
7.		資金の運用・支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)	政治資金の運用の制限	79
	(2)	資金管理団体による不動産取得等の制限	79
	(3)	公職選挙法による選挙区内への寄附の禁止	80
		国民に誤解や不信感を与える支出	
8.	支出	はする際の手続	80
	(1)	領収書等の徴収	80

	(2)	明細書等の送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	(3)	保存	82
	(4)	罰則	82
9.	政治	台資金の経理	83
1] 会計	計帳簿	83
2	年(の一定期間のみ国会議員関係政治団体・資金管理団体であっ	
	た政	対治団体の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
	(1)	国会議員関係政治団体	83
	(2)	資金管理団体	84
10.	収支	支報告書の作成と提出	84
	(1)	収支報告書	84
	(2)	収支報告書と併せて提出すべきもの	85
	(3)	政党・政治資金団体の特例	86
	(4)	国会議員関係政治団体の特例	86
11.	収支	支報告書の公表、閲覧及び写しの交付	87
	(1)	要旨の公表	87
	(2)	収支報告書の閲覧及び写しの交付	88
	(3)	領収書等の公開	88
	(4)	少額領収書等の写しの開示制度	88
12.	政治	台資金の寄附と税制上の優遇措置	91
1	個	人による寄附の場合	91
	(1)	寄附金控除(所得控除)	92
	(2)	政党等寄附金特別控除(税額控除)	93
	(3)	所得税の控除を受けるための手続	94
2	法	人による寄附の場合	94

13.	政治	â資金規正法遵守のための措置 · · · · · · · · · · · · · 96
14.	罰則	J ····· 97
1	罰具	IJ ······ 97
	(1)	届出義務関係 97
	(2)	会計帳簿、領収書等関係 97
	(3)	収支報告書関係 97
	(4)	代表者の義務懈怠関係 97
	(5)	寄附の量的制限関係 … 98
	(6)	寄附の質的制限等関係 98
	(7)	政治資金パーティーの対価の支払関係 99
	(8)	政治資金監査関係 99
2	罰具	川についての留意事項
	(1)	禁錮及び罰金の併科 100
	(2)	重過失の処罰
	(3)	公民権停止 100
	(4)	没収・追徴 · · · · · · 100
	(5)	両罰規定
	(6)	時効
■参		令和X年の政治資金収支報告書作成〜提出〜公開の主な
	ì	流れ ····· 102
 -		A = 1 = 1 1 1 1 1 1 1 1
•	•	会計帳簿作成の注意点
1.		- 快簿の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	収入	、簿 106

	(1) 個人が負担する党費又は会費	106
	(2) 寄附	106
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入	107
	(4) 借入金 ·····	109
	(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入(本部及び	
	支部がある政治団体の場合)	109
	(6) その他の収入	109
3.	支出簿	111
	(1) 経常経費	112
	(2) 政治活動費	113
4.	金銭等によらない収入・支出の記載方法	117
5.	運用簿	122
6.	会計帳簿・収支報告書作成ソフト	125
第3	章 政治資金収支報告書作成の手順と注意点	
215 0	章 政治資金収支報告書作成の手順と注意点 【支報告書の作成 ····································	128
215 0		
■収	 支報告書の作成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	128
■収 1.	プラ報告書の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128 128
■収 1. 2.	プ支報告書の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128 128 129
■収 1. 2. 3.	Z支報告書の作成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	128 128 129 131
■収 1. 2. 3.	支報告書の作成	128 128 129 131 131
■収 1. 2. 3.	支報告書の作成	128 129 131 131 133
■収 1. 2. 3.	(支報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128 129 131 131 133 134
■ 収 1. 2. 3. 4.	(支報告書の作成 収支報告書の役割 収支報告書の作成者 収支報告書の提出期限と提出先 収支報告書の記載事項 (1) 収入の明細 (2) 支出の明細 (3) 報告する資産等とその明細	128 129 131 131 133 134 136

(2) 様式14 (その2)「収支の総括表」「収入項目別金額の内訳」	1.40
	142
(3) 様式14 (その3)「機関紙誌の発行その他の事業による収入」 の記載にあたっての注意点	144
(4) 様式14 (その4)「借入金」の記載にあたっての注意点 …	146
(5) 様式14 (その5)「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」の記載にあたっての注意点	147
(6) 様式14 (その6)「その他の収入」の記載にあたっての注意 点	148
(7) 様式14 (その7)「寄附の内訳」の記載にあたっての注意点	149
(8) 様式14 (その8) 「寄附のうち寄附のあっせんによるものの	151
(9) 様式14 (その9)「政党匿名寄附の内訳」の記載にあたって	101
の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
(10) 様式14 (その10)「機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳」の記載にあたっての注意点	154
(11) 様式14 (その11) 「政治資金パーティーの対価に係る収入 の内訳」の記載にあたっての注意点	
(12) 様式14 (その12)「政治資金パーティーの対価に係る収入 のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳」の記載に あたっての注意点	158
(13) 様式14 (その13) 「支出の総括表」の記載にあたっての注 意点	159
(14) 様式14 (その14)「経常経費」の記載にあたっての注意点 (国会議員関係政治団体又は資金管理団体のみ) ······	160
(15) 様式14 (その15)「政治活動費の内訳」の記載にあたって の注意点	164
*/ LL /PA //\\	101

(16) 様式14 (その16) 「本部又は支部に対して供与した交付金	
に係る支出の内訳」の記載にあたっての注意点 1	75
(17) 様式14 (その17)「資産等の総括表」の記載にあたっての	
注意点	76
(18) 様式14 (その18) 「資産等の項目別内訳」の記載にあたっ	
ての注意点 ····································	77
(19) 様式14 (その19)「不動産の利用の現況」の記載にあたっ	00
ての注意点(資金管理団体のみ)	
(20) 様式14 (その20)「宣誓書」の記載方法について 1	
■収支報告書と併せて提出すべき書面	
1. 領収書等の写しの提出の注意点	87
2.「領収書等を徴し難かった支出の明細書」の記載にあたっての	
注意点	89
3.「振込明細書に係る支出目的書」の記載にあたっての注意点 … 1	
4. 監査意見書の提出	93
5. 政治資金監査報告書の提出	94
第4章 会計管理と政治資金収支報告書作成に関するQ&A集	
1. 収入項目について	98
2. 支出項目の分類 2	00
3. 金銭等を用いない取引についての特例	
4. 領収書等の徴収・添付・保存	
(1) 領収書等として認められるもの・認められないもの 2	
(2) 領収書等の記載事項について	
(3)「領収書等を徴し難い事情」について	
(4) 振込み等による支出と徴収する書面について 2	
(5) その他	20

〈凡例〉

本文中の() 引用の場合、法令名については以下の通り略称を 用いました。

- ·政治資金規正法……法
- ·政治資金規正法施行令……令
- ·政治資金規正法施行規則……則
- ・政治資金規正法施行規則 別記第○号様式……様式○
- · 公職選挙法 · · · · · · · 公職選挙法 · · · · · · 公選法
- ·租税特別措置法……和特法
- •刑事訴訟法………刑訴法

また、条、項、号については以下のように表記しました。

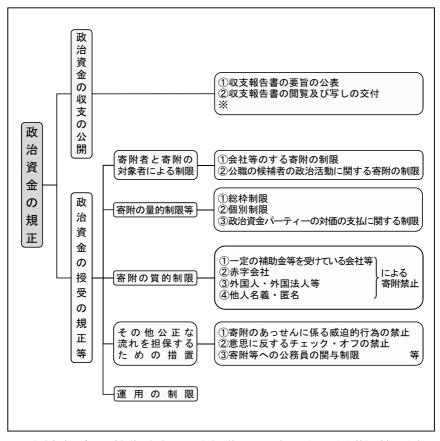
例)政治資金規正法第9条第1項第2号 → 法9①II

序 章

政治資金規正法の 要点

政治資金規正法は、第1条において、「政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」と定め、そのために「政治団体に係る政治資金の収支の公開」と「政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正」等を定めるとしています。ここでは、同法の大きな柱となっている「授受の規正」と「収支の公開」について、それぞれのチェックポイントを説明します。

〈政治資金規正法の枠組み〉



※収支報告の適正の確保等の観点から、政治団体の区分に応じ、次のような特例があります。

- 〇政党·政治資金団体
 - 自主監査及び収支報告書に監査意見書を添付
- 〇資金管理団体
 - ・収支報告に関する特例(人件費以外の経常経費の明細、保有不動産等の利用状況)
- 〇国会議員関係政治団体
 - ・収支報告に関する特例(人件費以外の経常経費の明細)
 - ・登録政治資金監査人による政治資金監査及び収支報告書に政治資金監査報告書を添付
 - 少額領収書等の写しの開示制度

(総務省「政治資金規正法のあらましょり)

1. 政治資金の授受の規正等

政治資金の授受のうち主なものについて、それぞれの主体ごとに注意点を 見ていきましょう。政治資金を拠出する側の方々については、「政治活動を支 援する側に立つ方々の注意点」(⇒ P.29 参照)をご覧ください。

(1) 政党・政治団体(以下単に「政治団体」といいます)の会計責任者や関係者(秘書等)の注意点

政治団体の収入は、党費・会費、寄附、事業収入、借入金、本部支部間の交付金、その他の収入に分類されます。ここでは、そのうち主なものについて説明します。

① 寄附

寄附を受ける際には、必ず次の点を確認してください。

ア. 寄附を受ける政治団体が政治資金規正法上どのような種類の政治団体 に該当するのかを踏まえておく必要があります。

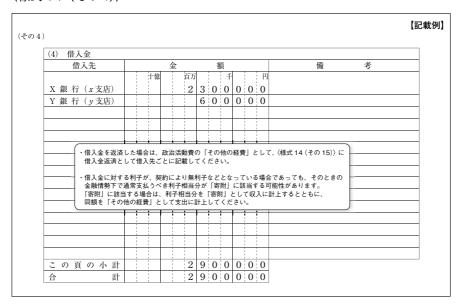
政治団体が寄附を受けるには、まず総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に政治団体の設立の届出をしておく必要があります。届出前に寄附を受けることは禁止されています。

また、政治団体の種類によって、企業や労働組合等の団体からの寄附の 可否、年間に寄附を受けることのできる金額の制限、所得税の控除制度の 適用の有無など、多くの点が異なりますので、寄附を受ける政治団体の種類 を踏まえておく必要があります。

(4) 様式 14 (その 4) 「借入金」の記載にあたっての注意点

- ①「借入先」欄
 - ⇒ 借入先と当該借入先ごとの借入金額を記載します。借入先は「○○ 銀行△支店」等、具体的に記載してください。
- ② 借入金を返済した場合は〈様式 14 (その 15)〉の「政治活動費の内 訳 その他の経費」に「借入金返済」として記載します(⇒ P.174 参照)。
- ③ その年の12月31日現在で、借入先ごとの残高が100万円を超える場合は、〈様式14(その17)〉、〈様式14(その18)〉に記載が必要となります(⇒ P.181参照)。

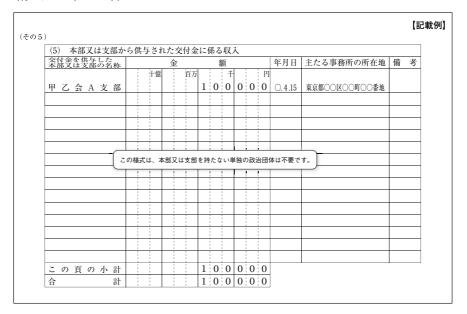
〈様式 14 (その 4)〉



(5)様式 14(その 5) 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」 の記載にあたっての注意点

- ① 交付金の供与を受けた本部又は支部ごとに、その名称・主たる事務所 の所在地、交付金の金額、交付を受けた年月日を各欄に記載します。
- ② 支部が本部から受けた収入、本部が支部から受けた収入だけでなく、 支部が支部から受けた収入についても記載してください。

〈様式 14 (その 5)〉



Point 本部又は支部からの収入

通常は、例えば機関紙誌の発行・販売による収入のような、同一の組織ではない相手方から受けた場合に「事業による収入」に該当する類の収入であっても、本部や支部からの収入であれば「交付金」に含まれます。

2. 支出項目の分類

Q 1 政治団体の職員の福利厚生費は、どの項目に分類されるべきでしょうか。

A 手当として支給するかどうかで分類が異なります。

職員個人に手当として支出するものは経常経費の「人件費」に計上します。一方、事務所での飲食に要した経費など手当以外のものとして支出した場合は、すべて経常経費の「事務所費」に計上します。

Q2 人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのでしょうか。

A 基本的には賃金台帳に記載されるものと社会保険料等です。

人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事するものを除く)に支払われる給与、報酬、扶養手当、通勤手当、住居手当その他の諸手当と、健康保険・労働保険料その他の各種保険料の類です。基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が計上できると考えてよいでしょう。

Q3 政治団体の職員の寮としてアパートを賃借しています。この賃借 料はどの項目に計上すべきでしょうか。

A 「事務所費」又は「人件費」です。

政治団体が直接アパートを借り上げて賃料を支払っている場合は、経常 経費の「事務所費」に分類します。職員に対して住宅手当として賃料を支 払っている場合は、「人件費」に計上します。

- **Q4** インターンやボランティアなど、雇用関係にない者に対する支出 はどの項目に分類すべきでしょうか。
- A 支出の目的によって異なります。

支出の目的に応じて、「事務所費」又は政治活動費のいずれかの項目に 分類します。

- **Q5** 法人向け文具配送サービスで支出項目が異なる物品を一括購入した場合、どのように計上すればよいのでしょうか。
- A 物品ごとに支出の目的に応じて分類、計上します。

支出項目が異なる物品を一括購入した場合は、物品ごとに支出の目的 に応じた項目に分類した上で計上しなくてはいけません。なお、領収書等 が一括になっている場合は、内訳などの必要事項を付記した上で、必要 枚数をコピーし、保存しておく必要があります。

- **Q6** 駐車場代やガソリン代は様々な目的に支出されるため、支出項目の分類ができません。どうすればよいのでしょうか。
- A ガソリン代は「備品・消耗品費」に、駐車場代は「事務所費」に一括 計上しても差し支えありません。

支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代は 経常経費として「備品・消耗品費」に、駐車場代は「事務所費」に一括 計上してかまいません。なお、利用実態に応じて経常経費ではなく、政治 活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能です。